

令和5年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 令和5年10月23日（月）午後2時～午後3時
- 2 場 所 さいたま市役所本庁舎別館2階 第7委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員 江口 幸治 会長 重川 純子 委員
新井 通巧 委員（職務代理） 松本 敏雄 委員
佐々木 幸子 委員 持田 光司 委員
 - (2) 事務局 総務局長、人事部長、職員課長 外8名
 - (3) 議会局 議会局長、総務部長、秘書総務課長 外1名
- 4 欠席者 岡村 春香 委員、澤口 清貴 委員、清水 節男 委員、
野中 味恵子 委員
- 5 傍聴者 一般傍聴者 1名
- 6 審議項目 議題 ①市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について（議員報酬月額及び給料月額並びに改定時期について）
②市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（支給月数及び改定時期について）
- 7 議事の経過
 - (1) 会長挨拶
 - (2) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告
 - (3) 審議会資料の説明
 - (4) 審議
議題 ①市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
（議員報酬月額及び給料月額並びに改定時期について）
②市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
（支給月数及び改定時期について）
 - (5) 答申に向けた意見集約
 - (6) 事務連絡
 - (7) 閉会

8 審議内容

(1) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告

- ・ 令和5年10月17日付けで、市長への意見報告を行った。
- ・ 意見報告書には、各委員の意見を掲載した上で、月例給、特別給（期末手当）とともに『引上げの改定を行うべき』との審議会の結論を報告した。
- ・ 令和5年10月19日付けで、市長から「市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について（議員報酬月額及び給料月額並びに改定時期について）」及び「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（支給月数及び改定時期について）」が改めて諮問されたので、諮問に応えるため引き続き審議をお願いしたい。

(2) 審議会資料の確認

- ・ 事務局から、配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回 資料>」に基づき、市議会議員の議員報酬月額及び市長・副市長の給料月額・期末手当の改定案、過去の改定状況等について説明。

【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 今年的一般職の給与の改定時期はいつなのか、教えていただきたい。
⇒ 市人事委員会勧告を踏まえた一般職の給与改定については、勧告の中で毎年4月1日を基準として民間給与との比較を行っていることから、給料表の引上げ改定の場合は、その年度の4月1日に遡り改定している。

(3) 審議事項

議題 ①市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

（議員報酬月額及び給料月額並びに改定時期について）

②市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

（支給月数及び改定時期について）

- ・ 配布資料及び事務局の説明を踏まえ、議題①及び②の改定事項をどのようにするべきか、一括して委員の意見を聴取。

【主な意見】（欠席委員から事前にいただいた意見を含む）

《議員報酬月額及び給料月額・期末手当について》

- ・ 議員報酬月額及び給料月額については、社会経済状況や物価上昇、他の政令指定都市の状況等を大局的に考えると、他の政令指定都市の額を大幅に上回らない程度の一般職の給与改定率の累計値である1.6%の引上げが妥当である。また、改定時期は、令和6年4月が妥当であると考えている。

市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当については、これまで本審議会が国の指定職を参考にしてきた経緯を踏まえ、0.10月の引上

げが妥当である。また、改定時期は、令和5年12月が妥当であると考ええる。

- ・ 議員報酬月額及び給料月額については、財政規模や人口規模による類似政令指定都市の平均値という指標も示されたが、全体を通してみるとこれまで本審議会が参考にしてきた一般職の給与改定率の累計値を基にした1.6%の引上げが妥当であり、この改定の考え方を尊重すべきと思う。また、改定時期は令和6年4月が妥当である。

市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当については、議員報酬月額及び給料月額の引上げに伴う期末手当の額への影響も大きいと思うが、国の指定職に準じ、0.10月の引上げが妥当である。また、改定時期は令和5年12月が妥当である。

- ・ 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当については、今後の本市の財政状況の見通しを考えると0.05月分の引上げに留め、改定時期は令和5年12月が妥当であると考ええる。

- ・ 今後の財政状況の見通しについては何らかの対応が必要ではあるが、現状では他の政令指定都市と比較して健全な財政状況が保たれていることから、今回の改定（一般職の給与改定率の累計値、国の指定職の支給月数に準じた改定）ではそのように考える。

- ・ 本市の財政状況を考えると、一般職の給与改定率の累計値に基づいた議員報酬月額及び給料月額の引上げ額並びに国の指定職の期末手当の支給月数に基づいた引上げ月数はこの程度が適当ではないかと思う。

また、議員報酬月額及び給料月額の改定時期については、他の政令指定都市の状況を見ると4月から改定している傾向が多数であるため、令和6年4月が妥当ではないかと思う。

- ・ 議員報酬月額及び給料月額については、物価上昇の影響を考えると市民目線では生活給として現状でも十分な額であると思っている。しかしながら、本市が東京に近く物価が高い傾向を考えると、少し引き上げることも必要と考え、改定による影響額など総合的に判断して、1.6%の改定が妥当と考える。また、改定時期は、先ほど申し上げたとおり生活給という面では現状でも十分な額と感じており、年度の切り替わる令和6年4月から改定することが適当と考える。

市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当については、賞与はその年の成果であるという面で本市に対する尽力を考え、これまでと同様、

国の指定職を参考にした0.10月の引上げとし、改定時期も例年の改定と同様、令和5年12月からが適当と考える。

- ・ 議員報酬月額及び給料月額については、これまで本審議会として参考にしてきた一般職の給与改定率の累計値を基に改定することも考えたが、連合の集計による今年の春闘の平均賃上げ率が3.58%であったことなどの様々な賃上げの状況や財政規模の類似政令指定都市と比較して本市の額が見劣りしていることから、改定による影響額等を考慮して、財政規模の類似政令指定都市の平均額を基にした3.39%の引上げが妥当と考える。同じ規模の政令指定都市であれば、自治体の運営や社会課題も似ているであろうことから、額に乖離があるのはどうかと思うところである。また、改定時期は令和6年4月が妥当である。

市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当については、今までの改定の経緯を踏まえるという継続性も大切だと思うので0.10月の引上げ、改定時期は令和5年12月がよいと考える。

(4) 意見集約

○【会長による各委員の意見集約】

各委員の意見を集約すると、次のとおりとなる。

①市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

改定後の額を一般職の給与改定率の累積値である1.6%を改定率として算出した額（千円未満切捨て）とし、改定時期については、令和6年4月1日という意見が大勢を占めている。

②市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

支給月数については市議会議員、市長・副市長それぞれ0.10月分の引上げ、改定時期については令和5年12月1日という意見が大勢を占めている。

したがって、次のとおり答申書を作成することとしたい。

①市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

議長は「99万2千円」、副議長は「88万6千円」、議員は「81万9千円」、市長は「122万9千円」、副市長は「96万6千円」とする。改定時期は、「令和6年4月1日」とする。

②市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

年間支給月数を0.10月分引き上げて「3.40月」とする。改定時期は「令和5年12月1日」とする。

○【委員の意見】

異議なし。